

青森県報

第八百五十五号

令和六年
十二月二十日
(金曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……一
 - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障がい福祉課) ……一
 - 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
 - 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(同) ……二
 - 公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(港湾空港課) ……二
 - 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(西北地域県民局) ……三
- 公 告
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……四
 - 肥料の登録……………(農産園芸課) ……五
 - 都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……五

告 示

青森県告示第六百四十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和六年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人芙蓉会村上病院	青森市浜田三丁目三の一四	令和九年十二月二十日

青森県告示第六百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名称 特定非営利活動法人あゆみの会	主たる事務所の所在地 三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一八五	名称 すまいる工房	所在地 三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一八五
	就労継続支援B型		令和六・二・三〇

青森県告示第六百四十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和六年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜五九の二二 秋田 金治 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜二七 工藤 忠男	竜飛今別第三区 竜飛今別漁業 協同組合の地 区のうち、 外ヶ浜町字三 厩尻神、字三 厩楯、字三 厩鎧嶋、字三 厩宇鉄山、字 三厩源兵衛、 及三厩字三 厩の区域	総トン数十トン 以上二十トン未 満の漁船により 行う漁業であつ て、主としてい かつり漁業
東津軽郡外ヶ浜町字三厩上字鉄二 小林 秀則 東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野沢二〇 田中 渉	三厩区域 三厩漁業協同 組合の地区	総トン数二十ト ン未満の漁船に より行う漁業で あつて、主とし ていかつり漁業

青森県告示第六百四十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第
四項の規定により公示する。

令和六年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称

青森市大字野内字菊川一六七の一四
青森市大字野内字菊川三〇六の七

鳥谷部 秀逸
松浦 市太郎

青森市第六加入区

青森県告示第六百四十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、令和六年十一月十八日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、東青地域県民局地域整備部及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

青森港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 宮 下 宗一郎

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称
青森市長島一丁目一の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目一の一
青森県知事 宮下 宗一郎

二 埋立区域

1 位置
青森市大字油川字柳川一二の四一、一の一及び同千刈一七八の一の地先公有水面

2 区域

次の地点のうち一の地点から十四の地点までを順に結ぶ線、十四の地点から一の地点までを結ぶ令和三年秋分の日の満潮位(D・L・+〇・八二三メートル)における新設護岸ならびに防波堤と公有水面との境界線により囲まれた区域

一の地点 四等三角点新田(北緯四〇度五〇分四〇秒、東経一四〇度四二分四二秒)から三一六度二分一秒 六四五・五五メートルの地点

二の地点 一の地点から 三〇四度五一分五秒 四五・〇〇メートルの地点

三の地点 二の地点から 二一五度〇一分四一秒 〇・〇五メートルの地点

四の地点 三の地点から 三〇四度四八分〇九秒 二一六・四八メートルの地点

五の地点 四の地点から 三四度五一分〇六秒 一八五・八〇メートルの地点

六の地点 五の地点から 三〇四度四八分〇三秒 一一・三〇メートルの地点

七の地点 六の地点から 三四度四六分二五秒 一八・三四メートルの地点

八の地点 七の地点から 一二四度四六分二六秒 六・七〇メートルの地点

九の地点 八の地点から 三四度四六分一四秒 三三・七〇メートルの地点

十の地点 九の地点から 一二四度四六分二八秒 二二二・五〇メートルの地点

十一の地点 十の地点から 二一四度四五分二六秒 五・八八メートルの地点

十二の地点 十一の地点から 一二四度四五分五六秒 四三・八〇メートルの地点

十三の地点 十二の地点から 二一五度〇三分五一秒 三・二四メートルの地点

十四の地点 十三の地点から 一二五度〇七分〇八秒 〇・八〇メートルの地点

3 面積

六二、四二二・六六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市大字油川字柳川一二の四一、一の一、一の一三、一の一三、同千刈一二七の七、一二七の二四、一七八の一及び一七八の三の地先公有水面

2 区域

次の地点のうちK一の地点からK十四の地点を結んだ線により囲まれた区域

K一の地点 四等三角点(北緯四〇度五〇分四〇秒、東経一四〇度四二分四二秒)から三五七度三一分一秒 七一三・二六メートルの地点

K二の地点 K一の地点から 二一四度四八分四七秒 二二〇・三八メートルの地点

K三の地点 K二の地点から 三〇四度四八分四三秒 一七九・九九メートルの地点

K四の地点 K三の地点から 二一四度四八分三九秒 二三七・二一メートルの地点

K五の地点 K四の地点から 三〇四度四八分三五秒 二七六・〇一メートルの地点

K六の地点 K五の地点から 三四度二六分〇二秒 一二・五六メートルの地点

K七の地点 K六の地点から 三〇三度五九分五五秒 一〇・七七メートルの地点

K八の地点 K七の地点から 三四度〇九分〇一秒 六・九〇メートルの地点

K九の地点 K八の地点から 三〇四度四八分二九秒 四・三五メートルの地点

K十の地点 K九の地点から 三四度四二分五三秒 一一九・一九メートルの地点

K十一の地点 K十の地点から 三〇四度四八分三四秒 八四・〇四メートルの地点

K十二の地点 K十一の地点から 三四度四八分〇四秒 五〇・〇〇メートルの地点

K十三の地点 K十二の地点から 三三六度四七分五四秒 一三〇・四四メートルの地点

K十四の地点 K十三の地点から 三四度四八分二八秒 二〇〇・〇〇メートルの地点

3 面積

二二五、五七七・七一平方メートル

埋立地の用途

ふ頭用地

青森県告示第六百四十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

届出事項	加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
		西津軽郡深浦町大字大間越字上小屋野九二 西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三 西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三 川村 幹文 中村 正太郎 中村 利男	令和六年十二月二十日から 令和七年一月三日まで	大間越漁業 協同組合

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年十二月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和六年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

○農用地利用集積等促進計画

太田 翔	氏名又は名称 株式会社ライズ プラントくどう	住所又は所在地 青森市	賃借権の設定等を受ける者 賃借権の設定等を受ける土地
黒石市			青森市浪岡大字長沼字大沢四九の一 青森市浪岡大字吉野田字吉野一一三一

太田 翔	黒石市	青森市浪岡大字樽沢字新里一三四
山下 昭虎	つがる市	つがる市森田町床舞若松一三九
山田 利昭	十和田市	十和田市大字切田字北ノ沢二五ほか一筆
山田 利昭	十和田市	十和田市大字切田字野月平六一の一
株式会社スギヤマ	埼玉県日高市	三沢市大字三沢字庭構一三九四の一
株式会社スギヤマ	埼玉県日高市	三沢市大字三沢字庭構六八六八の一
株式会社スギヤマ	埼玉県日高市	三沢市大字三沢字庭構六八四四の一
株式会社スギヤマ	埼玉県日高市	三沢市大字三沢字庭構二三四の一ほか二筆
戸来 直城	十和田市	三沢市大字三沢字淋代平一六九七ほか一筆
株式会社スギヤマ	埼玉県日高市	三沢市大字三沢字庭構二四八
長根 正登	三沢市	三沢市大字三沢字淋代平一四七四ほか一筆
織笠 大輔	三沢市	三沢市大字三沢字庭構四三六
坂上 拓哉	三沢市	三沢市大字三沢字庭構五七九
ジョイント・ファーム株式会社	三沢市	三沢市大字三沢字戸崎一〇一の二七ほか一筆
宮古 明孝	三沢市	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二五 三二ほか三筆
山本 定光	三沢市	三沢市大字三沢字堀口九四の四二六
中村 一義	三沢市	三沢市大字三沢字庭構三五二七

有限会社小向商事

三沢市

三沢市大字三沢字庭構一九〇〇

肥料の登録

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により令和六年十二月十日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和六年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号 青森県第 三八九号	肥料の種類 菌体りん酸 肥料	肥料の名称 ステビアキ ングA	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 二・〇 りん酸全量 二・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社中屋 敷建設 三沢市深谷二 丁目九四の三 〇三
----------------------	----------------------	-----------------------	---	----------------------------	--

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により八戸都市計画区域における臨港地区に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和六年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 開催の日時

令和七年一月二十日 午後二時から

二 開催の場所

八戸合同庁舎 一階第一会議室
八戸市大字尻内町字鴨田七

三 案件
八戸都市計画区域における臨港地区に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、八戸市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和七年一月十五日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

八戸市都市整備部都市政策課 八戸市内丸一丁目一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

1 臨港地区に追加される区域

八戸市豊洲の一部

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県土整備部都市計画課

八戸市都市整備部都市政策課

2 閲覧期間

令和六年十二月二十四日から令和七年一月十五日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

八戸都市計画臨港地区に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

公述申出人
住 所 名
氏 名

意見の要旨及びその理由

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭